

大阪市との協議「IR カジノ」関係

私もメンバーである夢洲懇談会は大阪市に質問書を送り、その回答が届いたので、市役所で協議を行う。夢洲 IR カジノ関係の回答を記録したので紹介する。

地盤沈下については、建物建設時及び開業後の対応ともに IR 事業者において適切に対策を実施するものですが、継続的な沈下量計測のモニタリングを行うなど、適切に対応していきます。また、液状化対策については、IR 事業者による追加調査や詳細分析等の実施、これらの結果を踏まえた具体的な検討を進めているところですが、IR が国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、高い安全性の確保を前提として、十分な対策を講じていきます。

IR については、これまでに実施方針等を公表のうえ、その後の事業者公募・選定を経て、区域整備計画案を作成し、さらには、基本協定等をお示ししたうえで、大阪市会における十分な議論・議決を経て、4月に国へ区域整備計画の認定申請を行ったものです。基本合意書については、区域認定申請時点の実施協定、立地協定、事業用定期借地権設定契約等について基本合意を締結したものです。契約書案については、契約締結前であるため、審議・検討・協議に関する情報、さらには、契約・交渉、都市間競争に関する事務事業遂行情報等であることから、情報公開条例に基づき、公開はできないものです。なお、実施協定や土地の契約等の骨格となる部分については、既に実施方針や戦略会議資料等において明らかにしているところです。

基本協定は、実施協定を締結したことにより終了する（基本協定第 22 条）ものとしているが、区域認定が想定より大幅に遅れたことによって、現時点において IR 事業者と協議継続中（事業工程や開業時期の再調整、前提条件の見極めなど）であり、大阪 IR 株式会社の解除期限を延長するものです。

夢洲特有の地盤沈下により、長期に地盤沈下が生じることが見込まれていますが、IR 施設に必要となる地盤沈下対策は、建物建設時及び開業後の対応ともに、IR 事業者において適切に実施するものです。また、大阪市が使用した埋立材の原因により、通常の設定を著しく上回る大規模な地盤沈下や陥没が生じた場合を除いて、大阪市が費用負担しないことを前提としています。なお、夢洲・咲洲・舞洲といった周辺埋立地において、そのような事象が生じた事例は把握しておらず、IR 用地においても、そういった事態が生じる可能性は極めて低いものと認識しています。

さらに、IR 開業に必要な土壌汚染、液状化対策等にかかる大阪市の負担額は、債務負担行為の限度額(788 億円)の範囲内としており、大阪市が支払い義務を負う金額は、大阪市会の議決を得て債務負担行為として予算に定めた限度額(788 億円)が上限となります。

(2023年10月19日)